

第4章

第5期大阪府障がい福祉計画

第1期大阪府障がい児福祉計画

数値目標及び見込量について

- * 数値目標及び見込量等については、各市町村の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に記載されていない場合があります。

1. 成果目標等

<第5期大阪府障がい福祉計画>

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値
平成28年度末の入所者数(A)	4,912人
平成32年度末の入所者数(B)	4,796人
【目標値】 減少見込(A-B)	116人 (2.4%)
【目標値】 地域生活移行者数	535人 (10.9%)

国の基本指針においては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が平成32年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本としつつ、第4期計画で定める平成29年度末までの実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することとされています。

大阪府の目標値は、府内市町村のこれまでの実績等を踏まえ、平成28年度末時点から平成32年度末までに「地域移行9%以上」「削減見込2%以上」とすることを基本とし、地域移行については現計画での未達成分にも留意しつつ、各市町村が入所施設利用者のニーズ等を把握して設定した目標値を積み上げて設定します。

なお、地域移行者数及び入所者の削減数に係る目標値やサービス見込量（施設入所支援、生活介護及び就労継続支援（B型）に限る。）については、18歳以上の障がい児施設入所者は除きます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目	数値
【目標値】 平成32年度末 都道府県ごとの協議の場	1
【目標値】 平成32年度末 保健所圏域ごとの協議の場(保健所圏域数)	18
【目標値】 平成32年度末 市町村ごとの協議の場(市町村数)	43

国の基本指針においては、平成32年度末までに全ての圏域及び市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、成果目標を設定することとされています（市町村単独での設置が困難な場合には圏域による共同設置も可）。

大阪府としては、平成32年度末までに、大阪府と全ての保健所圏域及び市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標として設定します。

②精神病床における1年以上長期入院患者数

項目	数値
平成28年6月末の長期入院患者数 (A)	9,823人
【目標値】 平成32年6月末の長期入院患者数 (B)	8,823人
減少数(A-B)	1,000人

国の基本指針においては、国が提示する推計式を用いて、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定することとされています。

大阪府としては、平成29年度から3年間の大阪府主導の集中取組を踏まえ、平成32年6月末時点での1年以上長期入院患者の数を8,823人とすることを目標値として設定します。

③精神病床における早期退院率

項目	数値	項目	数値
【目標値】 平成32年度 入院後3ヶ月時点の退院率	69%	【目標値】 平成32年度 入院後1年時点の退院率	90%
【目標値】 平成32年度 入院後6ヶ月時点の退院率	84%		

国の基本指針においては、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として、入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点の退院率に関する平成32年度における目標値を以下のように設定することとされています。

- ① 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇（69%以上）
- ② 入院後6ヶ月時点の退院率の上昇（84%以上）
- ③ 入院後1年時点の退院率の上昇（90%以上）

大阪府としては、国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末までに①については69%以上、②については84%以上、③については90%以上とすることを目標値として設定します。

(3) 障がい者の地域生活の支援

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに、各市町村が市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つを整備。

国の基本指針においては、障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。

大阪府においては、第4期障がい福祉計画期間中の取り組みを踏まえ、平成32年度末までに全ての市町村又は各圏域に、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを目標として設定します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

項目	数値
平成28年度の一般就労移行者数	1,276人
【目標値】 平成32年度の一般就労移行者数	1,700人

国の基本指針においては、平成32年度中の一般就労への移行について、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、成果目標を設定することとされています。

大阪府としては、第4期計画の目標値や、過去の実績による一般就労者数の推移などを踏まえ、平成32年度中に、福祉施設を通じて一般就労に移行する者を1,700人以上とすることを目標値として設定します。

*福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）の施設です。

②就労移行支援事業の利用者数

項目	数値
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	2,791人
【目標値】 平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数	3,777人

国の基本指針においては、平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数について、平成28年度末から2割以上増加させることを基本として、成果目標を設定することとされています。

大阪府としては、過去の利用者数の推移などを踏まえ、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者数から2割以上増加させることを基本とし、各市町村が設定した目標値を積み上げて設定します。

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

項目	数値
【目標値】 平成32年度末の就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割

国の基本指針においては、平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標として設定することとされています。

大阪府としては、これまでの実績を踏まえ、平成32年度末において就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標値として設定します。

④就労定着支援事業による一年後の職場定着率

項目	数値
【目標値】 平成32年度 職場定着率	80%

国の基本指針においては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本として目標を設定することとされています。

大阪府としては、国基準に沿った目標設定とし、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標値として設定します。

⑤就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

項目	数値
【目標値】 平成32年度の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	14,200円

大阪府は全国と比べて工賃実績が極めて低く、市町村によって水準に差が見られる状況にあります。また、国の基本指針においては、就労継続支援（B型）の利用者数及び見込量の設定にあたっては、工賃の平均額についての目標水準を設定することが望ましいとされています。

このため大阪府では、工賃の平均額について成果目標を設定することとし、個々の就労継続支援（B型）事業所が設定した目標額を踏まえ、平成32年度までに、14,200円を目指すこととします。

<第1期大阪府障がい児福祉計画>

（1）重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問の充実

①児童発達支援センターの設置

項目	数値
【目標値】 平成32年度末 市町村等数	43

(参考) 整備予定箇所数
60

国の基本指針においては、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本として、成果目標を設定することとされています（市町村単独での設置が困難な場合には圏域による共同設置も可）。

大阪府としては、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本として、目標を設定します（市町村単独での設置が困難な場合には複数市町村が共同で利用体制を構築することも可）。

②保育所等訪問支援の充実

項目	数 値
【目標値】 平成32年度末 市町村等数	43

(参考) 整備予定箇所数
96

国の基本指針においては、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされています。

大阪府としては、各市町村において、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本として、目標を設定します。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	数 値
【目標値】 平成32年度末 児童発達支援事業所の確保(市町村等数)	43
【目標値】 平成32年度末 放課後等デイサービス事業所の確保(市町村等数)	43

(参考) 整備予定箇所数
79
99

国の基本指針においては、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することが基本とされています(市町村単独での確保が困難な場合には圏域での確保も可)。

大阪府としては、各市町村において、平成32年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等が確保されることを基本として目標を設定します。

* 市町村の目標設定の参考として、府内の重症心身障がい児の数を勘案した必要整備箇所数を提示

(3) 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置

項目	数 値
【目標値】 平成30年度末 都道府県ごとの協議の場	1
【目標値】 平成30年度末 保健所圏域ごとの協議の場(保健所圏域数)	18
【目標値】 平成30年度末 市町村ごとの協議の場(市町村数)	43

国の基本指針においては、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることが基本とされています。

大阪府としては、これまで大阪府と市町村で構築してきた重症心身障がい児者地域ケアシステムを活用すること等により、医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を、大阪府と全ての保健所圏域及び市町村ごとに設置することを目標とします。